

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2019 年
(令和元年)

8 月 5 日

第 1020 号



第 53 回 大宮民商 定期総会 7月28日(日) 第 31 回 大宮民商 共済会 定期総会 開催

大宮民商本部の定期総会と、大宮民商共済会の定期総会が 7 月 28 日に行なわれました。会場はさいたま市西区の西部文化センターで、初の同日開催でした。

来賓には、埼商連から花井副会長（戸田民商会長）、埼玉土建北支部から桑原さん、税理士法人第一経営から萩谷さん、日本共産党さいたま市議団から神田さんが出席し、お言葉をいただきました。

埼商連副会長の花井さんは「過去 3 回、消費税が導入・増税された時には全て景気が低迷している。消費税増税は中止すべき。『平和でこそ商売繁盛』が民商の理念。憲法改悪の阻止など平和活動も大切」。



本部総会後に続いて開かれた共済会総会

土建の桑原さんは「建設業界では、五輪景気はもう終わってしまった。都内はずでに仕事が薄くなっている」。第一経営の萩谷さんは「消費税増税は必ず景気悪化を招くが、2023 年 10 月から導入されるインボイスは本当に中小業者へ大打撃となる」。日本共産党の神田さんは「消費税増税を中止させるため懸命に動いていく。2020 年 1 月にさいたま市の市税事務所が開設し、市の税務行政が変わる。市税の徴収がますます激しくなる恐れがある」と語りました。活動方針の提案、前期決算報告、会計監査報告、新本部役員体制の提案等が行なわれ、全て承認されました。

続けて行なわれた共済会総会では、理事長の木村さんが「大宮民商共済会の健康診断受診率は、埼玉県内の民商の中で 2 番目に高い。健康診断の未受診率 0% を目指します」と目標を掲げました。

共済会総会後は、埼玉中央法律事務所の増田悠作弁護士による「身近な相続問題」の講演。遺言の種類、法定相続分・遺留分の相続割合などを解説。「相続は、借金などの負債も引き継ぐ。また、仕事を受けた本人が仕事を完了させる前に亡くなった場合は、基本的に相続人が仕事を完了させる責任を引き継ぐ」といった話が聴けました。



増田弁護士による相続問題の解説

お願いします 民商 会費について 15 日集金の徹底にご協力ください

会員のみなさんには、毎月 15 日までの会費納入をお願いしております。集金・振込ともに早めのご対応をお願いします。

民商運営継続のためお願いします。



《 予 定 表 》

- 8/ 4 (日) 消費税学習会 (埼青協主催)
14:00 ～ (埼玉会館 7A 会議室)
- 8/ 9 (金) 無料法律相談 13:00 ～ (要予約)
- 8/10 (土) ～ 8/16 (金) 大宮民商 夏季休暇
- 8/20 (火) 婦人部会 13:00 ～
- 8/21 (水) 三役会 18:30 ～
- 9/ 7 (土) 共済会 屋形船 17:00 ～ (詳細後日)

☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

〈値上〉 8 月からゴムが値上がりする。それにともない国内市販用タイヤが約 3% の値上がり。

楽しいわが家 生活介護事業所

アルミ缶・ペットボトル回収について変更のお願い

- ・今までは中身を洗わずにそのままの状態でも回収していましたが、ナメクジ、害虫が大量発生してしまったため、**軽く水洗いしてからの回収をお願い致します。**
- ・置き場スペースの関係上、**大宮民商ではペットボトルは回収しておりません。大宮民商ではアルミ缶のみの回収となります**（大宮民商から「楽しいわが家」に回収されます）。ペットボトルは直接、「楽しいわが家 生活介護」に持ち込みください。（アルミ缶も直接「楽しいわが家」に持ち込んでも差し支えありません）



「楽しいわが家 生活介護」

電話：048-620-6373 〒331-0052 さいたま市西区三橋 6-21-2

楽しくおしゃべり！ 国保料は「高い！」 地域別 民商婦人部 おしゃべり会



午前の報告会、午後の計算会ともに活発に意見交換

「日ごろの活動や、婦人部員の幅広い意見を活発に交流しよう!!」ということで企画された『おしゃべり会』。7月26日の金曜日に埼商連事務所2階で行なわれ、大宮民商からは婦人部員2名と事務局1名が参加しました。

午前中は、美味しい手作りプリンをいただきながら、参加した各婦人部の活動報告。白色申告者に家族の働き分（自家労賃）を認めず、家族従業者には50万円（配偶者は86万円）の「控除」しか認めない『所得税法第56条』の廃止を求める運動には、民商婦人部は昔から力を入れています。

具体的な目標として、各地方自治体で「56条廃止を求める請願」を採択してもらうことがあります。採択を実現した市町村の民商から、まだ採択が実現していない市町村の民商へ、運動の要点などのアドバイスが送られました。

午後は、国民健康保険料(税)の計算会。自分の住む市町村の税率や均等割り額を表から拾い、計算式に当てはめて算出。参加者からは「計算が複雑で難しかったけど、とにかく国保料は高い、ということがよく分かった」といった声があがりました。



民商活動の維持のためにお願いします

商工新聞の配達に協力してくれる方募集

民商の通信費削減、事務局員の負担軽減（人件費削減）のため、商工新聞の配達にご協力ください。

ウォーキングで散歩がてらに1部からでも。ジョギングしながらポスティングされている方もいらっしゃいます。民商維持のため、ご協力をお願いします。

